交通・自動車

6－1　自動車燃料費助成給油券の交付　　身　知　精

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

重度の障がいのある方が自動車を自らが運転する際、もしくは配偶者または生計を一にする扶養義務者が介護のために運転する際に使用できる自動車燃料費助成給油券を交付します。登録できるのは車両 1 台と運転者 1 人のみです。登録車両または、運転者に変更が生じた場合は変更届の提出が必要です。

【対象者（次のすべてに該当）】

① 身体障害者手帳 1 級、療育手帳 A1･A2、又は精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方
② 松阪市内に住所を有する、満 18 歳以上の方
③ 重度心身障がい者タクシー乗車券又は重度身体障がい者福祉タクシー乗車券の交付を受けていない方

【助成内容】

500 円×60 枚の給油券を交付します。

・指定のガソリンスタンド以外の利用はできません。
・再交付はできません。
・1 回の給油で、複数枚の給油券を利用できますが、給油代金を上回る利用はできません。

【手続きに必要なもの】

① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
② 運転者の運転免許証の写し
③ 自動車検査証の写し（障がい者本人、配偶者又は生計を一にする扶養義務者が使用する車両に限る。）
　※ 給油券交付後に登録車両を変更する場合は手続きが必要です。
④ 代理人が窓口で受け取る場合には、代理人の身分を証明できるもの。
　※ ②及び③については、２回目以降の申請で、変更がなければ不要です。

【資格の喪失】

以下のいずれかに該当した場合は、給油券を返還してください。

・松阪市内に住所を有しなくなったとき
・障がいの程度が該当しなくなったとき
・死亡したとき

6－2　重度心身障がい者タクシー乗車券の交付　　身　知　精

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

重度の障がいのある方が、通院や買物等のために市内でタクシーを利用する際に使用できるタクシー乗車券を交付します。

【対象者（①～⑤のすべてに該当）】

① 松阪市に住所を有する方
② 下表のいずれかに該当する方

手帳の種別（障がい名）	個別等級（※ 総合等級）
身体障害者手帳	
視覚障がい	1 級～2 級
下肢機能障がい	1 級～2 級
体幹機能障がい	1 級～2 級
脳原性運動機能障がいのうち移動機能障がい	1 級～2 級
心臓機能障がい	1 級
じん臓機能障がい	1 級
呼吸器機能障がい	1 級
ぼうこう又は直腸機能障がい	1 級
小腸機能障がい	1 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1 級
肝臓機能障がい	1 級
上記いずれかの障がいを含む 2 種類以上の障がい	（※ 総合等級）1 級～2 級
療育手帳	A1・A2（最重度・重度）
精神障害者保健福祉手帳	1 級

③ 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的福祉手当を受けていない方
④ 重度障がい者自動車燃料費助成給油券又は重度身体障がい者福祉タクシー乗車券の交付を受けていない方
⑤ 自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方

【助成内容】

500 円×50 枚、100 円×50 枚の乗車券を交付します。
※ 指定のタクシー会社以外の利用はできません。
※ 再交付はできません。
※ 1 乗車につき、複数枚の乗車券を利用できますが、タクシー料金を上回る利用はできません。

【手続きに必要なもの】

① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
② 代理人が窓口で受け取る場合には、代理人の身分を証明できるもの

6－3　重度身体障がい者福祉タクシー乗車券の交付　身

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

身体に重度の障がいのある方が、通院等のために市内でリフト・寝台付の福祉タクシーを利用する際に使用できるタクシー乗車券を交付します。

【対象者（①～④のすべてに該当）】

① 松阪市に住所を有する方

② 下表のいずれかに該当する方

障がい名	個別等級
下肢機能障がい	1 級
体幹機能障がい	1 級
脳原性運動機能障がいのうち移動機能障がい	1 級

※ 総合等級が 1 級であっても、個別の等級が 1 級でないと対象にはなりません。

③ 重度障がい者自動車燃料費助成給油券又は重度心身障がい者タクシー乗車券の交付を受けていない方

④ 自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方

【助成内容】

1 乗車につき 1 枚使用することができる乗車券（3,000 円×24 枚）を交付します。

※ 指定のタクシー会社以外の利用はできません。

※ 再交付はできません。

【手続きに必要なもの】

① 身体障害者手帳

② 代理人が窓口で受け取る場合には、代理人の身分を証明できるもの

6－4　自動車運転免許取得費の助成　身　知　精

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

障がい者が自動車運転免許を取得する場合に、その取得に要する費用の一部を助成します。

【対象者（次のすべてに該当）】

① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

② 松阪市内に住所を有する、満 18 歳以上の方

③ 自動車教習所で操作訓練を受けて普通自動車免許を取得した方

④ 過去に自動車運転免許取得費の助成を受けていない方

【助成金の額】

免許取得費用の 3 分の 2（上限 10 万円）

【手続きに必要なもの】

免許取得後 6 か月以内に、必要書類を添えて申請してください。

① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

② 運転免許証の写し　③ 免許取得費用の領収書　④ 振込先口座の写し

6－5　自動車改造費の助成　　身

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

身体障がい者が自ら運転するために必要な自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

【対象者（次のすべてに該当）】

① 身体障害者手帳（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障がいのいずれか）をお持ちの方
② 松阪市内に住所を有する方（施設入所者を除く）
③ 前年の所得が基準額以下の世帯

※ 再申請する場合は、前回申請日から 5 年を経過していることが必要です。

【助成内容】

操行装置、駆動装置、移乗装置等の改造等（すでに必要な装置が施された福祉車両を購入する場合や、必要な装置を購入し、自ら設置又は業者が設置する場合を含む。）に対し、最大 10 万円（改造等の費用が 10 万円に満たない場合はその額）を助成します。

ただし、障がい者本人、配偶者、生計を一にする扶養義務者が使用する自動車の改造等に限ります。

【手続きに必要なもの】

改造完了（購入）後 6 か月以内に、必要書類を添えて申請してください。

① 身体障害者手帳
② 運転免許証の写し
③ 自動車検査証の写し
④ 改造費用の領収書及び購入費用の領収書
⑤ 改造箇所の経費を明らかにした明細書
⑥ 改造箇所の写真又は購入車両の改造装置が設備された箇所の写真
⑦ 振込先口座の写し

6－6　介護者運転自動車改造・購入費の助成　身

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

在宅の重度身体障がい者を介助する方が運転する自動車に容易に乗降することができるよう、昇降装置等を装着するための改造に要する経費又は既に昇降装置等を設備された車両（福祉車両）を購入する経費の一部を助成します。

【対象者（次のすべてに該当）】

① 下表のいずれかの身体障害者手帳をお持ちの方で、移動に車いすを使用している方と同居している介護者

障がい名	個別等級
下肢機能障がい	1 級～2 級
体幹機能障がい	1 級～2 級
脳原性運動機能障がいのうち移動機能障がい	1 級～2 級

② 松阪市内に住所を有する方（障がい者が施設に入所している場合を除く）

③ 前年の所得が基準額以下の世帯

※ 再申請する場合は、前回申請日から 5 年を経過していることが必要です。

【助成内容】

車いすの昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を装着・改造（すでに必要な装置が施された福祉車両を購入する場合や、必要な装置を購入し、自ら設置又は業者が設置する場合を含む。）するために要した費用に対し、最大 10 万円（改造等の費用が 10 万円に満たない場合はその額）を助成します。

ただし、障がい者本人、配偶者、生計を一にする扶養義務者が使用する自動車の改造等に限ります。

【手続きに必要なもの】

改造又は購入から 6 か月以内に、必要書類を添えて申請してください。

① 身体障害者手帳

② 運転免許証の写し

③ 自動車検査証の写し

④ 改造費用の領収書及び購入費用の領収書

⑤ 改造箇所の経費を明らかにした明細書

⑥ 改造箇所の写真又は購入車両の昇降装置等が設備された箇所の写真

⑦ 振込先口座の写し

6－7　有料道路通行料の割引　　身　知

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課
　　NEXCO 有料道路 ETC 割引登録係（電話 045－477－1233）

【対象者（次のいずれかに該当）】

① 身体障害者手帳の交付を受けている方で、自ら運転する方
② 身体障害者手帳（第 1 種）又は療育手帳Ａ1･A2 の交付を受けている方の介護のために運転する方

【対象の自動車】

① 障がいのある方本人又はその家族が所有する自動車
② 介護者の運転が認められる場合は、継続して日常的に介護している方が所有する自動車
　※ ①と②については、1 台に限り自動車を事前に登録することができます。
③ 知人の自動車、レンタカー、タクシーなど
　※ 業務利用の自動車、軽トラック、乗合タクシー、デマンドタクシーなどは対象外です。

【有効期限】

登録後 2 回目の誕生日までで、更新は、有効期限の 2 か月前から誕生日の前日まで手続き可能です。

【割引率】

50%（半額）

【手続きに必要なもの】

① 身体障害者手帳又は療育手帳
② 運転免許証（自ら運転する方のみ）
③ 自動車車検証（自動車を事前登録する場合のみ）
　※ 電子車検証（令和 5 年 1 月より交付される車検証）の場合は、電子車検証に加え、自動車検査証記録事項又は車検証閲覧アプリでの車検証情報の提示が必要です。

＊ ETC 無線走行（ノンストップ走行）を利用する方は、①～③に加えて④と⑤が必要です。
④ ETC カード（18 歳以上は本人名義のもの、18 歳未満は保護者名義のもの）
⑤ ETC 車載器セットアップ申込書等（管理番号の分かるもの）
　※ 変更・更新の手続きで、前回申請時から変更がない場合は不要です。
　※ ETC を利用する場合、申請してから割引が適用されるまで、3 週間程度かかります。

【オンライン申請】

必要な書類やご利用までの流れ等の詳細については、以下の URL からご確認ください。
本人確認のため、マイナンバーカード及びマイナポータルへの登録が必要となります。
→https://www.expressway-discount.jp

有料道路　障害者割引　オンライン申請　検索

※ 令和 5 年 3 月 27 日から「1 人 1 台要件の緩和」と「オンライン申請が導入」されました。

6－8　鉄道・バス料金の割引　　身　知　精

窓口：JR 東海テレフォンセンター（電話 050－3772－3910）
　　近鉄電車テレフォンセンター（電話 050－3536－3957）
　　三重交通松阪営業所（電話 51－5240）

【鉄道（JR）】

手帳の種別	割引の対象	種別	割引率	備考
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（第 1 種）	本人・介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	5 割引	・介護者は 1 名のみ ・距離制限なし ・小児定期乗車券の割引なし
	本人のみ	普通乗車券	5 割引	片道 100km を超えるとき
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（第 2 種）	介護者（障がい児と同伴の場合）	定期乗車券	5 割引	・12 歳未満の障がいのある児童 ・介護者とともに定期券を購入する時
	本人のみ	普通乗車券	5 割引	片道 100km を超えるとき

※ 乗車券を購入する際に手帳を提示してください。
※ 民営鉄道の場合も JR の取扱いとほぼ同様ですが、各鉄道事業者によって取扱いが異なる場合がありますので、詳細は各事業者にお問い合わせください。
※ 松阪駅から片道 100km を超える停車駅間
　［南紀方面］松阪駅～JR 三木里駅　（103.9km）　　*特急停車駅間　JR 熊野市駅　（123.0km）
　［大阪方面］松阪駅～近鉄安堂駅　（100.7km）　　*特急停車駅間　近鉄布施駅（113.2km）
　［京都方面］松阪駅～近鉄西ノ京駅（100.2km）

【路線バス（三重交通バス・鈴の音バス）】

手帳の種別	割引の対象	割引率	備考
身体障害者手帳又は療育手帳（第 1 種）	本人・同伴者	普通運賃の半額	同伴者は 1 名のみ
身体障害者手帳又は療育手帳（第 2 種）	本人のみ	普通運賃の半額	
精神障害者保健福祉手帳	本人のみ	普通運賃の半額	三重交通の都市間高速バス等は対象外

※ 運賃を支払う際又は乗車券を購入する際に、手帳を提示してください。
※ マイナポータル連携された「ミライロ ID」（スマートフォンアプリ）に限り、各手帳の代替としてご利用いただけます。
※ 路線バスは、三重交通松阪営業所（51－5240）へお問い合わせください。
※ 鈴の音バスは、商工政策課（53－4184）へお問い合わせください。

6－9　タクシー料金の割引　身　知　精

手帳を持つ方がタクシーを利用された場合、手帳を提示すると料金の割引が受けられます。ただし、タクシー事業者によって取扱いのない場合があります。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【割引率】

乗車料金の１割

6－10　津エアポートラインの割引　身　知　精

窓口：津なぎさまち（電話 059－213－6582）
　　セントレア港営業所（電話 0569－38－8177）

手帳を窓口へ提示してください（予約の際に、手帳を所持していることをお伝えください。）。

【対象者】

障害者手帳所持者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

【運賃】　（令和６年４月現在）

割引後の運賃（片道）	大人　1,490 円	（通常料金　2,980 円）
	小人　750 円	（通常料金　1,490 円）

※ 第１種は、同伴介護者（大人）も同額になります。第２種は、本人のみ割引になります。

6－11　航空運賃の割引　身　知　精

航空券を購入する際に手帳を提示すると、航空運賃の割引が受けられる場合があります。詳しくは、各航空会社にお問い合わせください。

【対象者】

割引の対象者については、各航空会社により異なりますので、ご利用の際は、各航空会社にお問い合わせください。

【割引率】

各航空会社によって異なります。各航空会社の予約センターでご確認ください。

6－12　三重おもいやり駐車場利用証制度　　身　知　精　難

窓口：松阪保健所（電話 50－0527　FAX 50－0621）
　　障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

身体に障がいのある方やその他の理由などで、歩行が困難な方に、「おもいやり駐車場」の利用証を交付する三重県の制度です。県外で同様の制度を実施している場合は、相互利用ができます。

【対象者】

対象となる障がいの区分			手帳の等級
身体障がい	視覚障がい		1 級～4 級
	聴覚障がい		2 級～3 級
	平衡機能障がい		3 級～5 級
	肢体不自由	上肢	1 級～2 級
		下肢	1 級～6 級
		体幹	1 級～5 級
	脳原性運動機能障がい	上肢機能	1 級～2 級
		移動機能	1 級～6 級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・直腸・ぼうこう・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障がい		1 級～4 級
知的障がい			A1・A2（最重度・重度）
精神障がい			1 級

※ その他、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、医師の診断書で認められた歩行困難者も対象となります。

【即日交付窓口】　＊ 申請等に不備がなければ、その場で利用証を交付することができます。

○ 松阪保健所　（ 高町 138 番地　松阪庁舎 2 階 ）　全対象者
○ 県庁家庭福祉・施設整備課（ 津市広明町 13 番地　本庁 2 階 ）　全対象者
○ 障がい福祉課（ 本庁 1 階 8 番窓口 ）　障がい者（身体・知的・精神）、難病患者、歩行困難者等
○ 介護保険課　（ 本庁 1 階 2 番窓口 ）　要介護高齢者等
○ 健康づくり課（ 春日町一丁目 19 番地　健康センターはるる ）　妊産婦等

【後日郵送窓口】　＊ 利用証は後日三重県から郵送されます。交付までに 2～3 週間かかります。

○ 各地域振興局地域住民課　全対象者

【電子申請】　＊ 利用証は後日三重県から郵送されます。交付までに 1～2 週間かかります。

三重県ユニバーサルデザインの HP　https://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/　から申請してください。

三重県　ユニバーサルデザイン　検索

【手続きに必要なもの】

① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
② 上記障害者手帳以外で申請される方
　特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療費医療受給者証、
　介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証、母子健康手帳、所定の診断書等
③ 窓口にお越しいただく方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
※ 交付要件に該当しなくなった場合は、速やかに利用証をご返却ください。

6－13　駐車禁止除外指定車標章の交付　　身　知　精　難

窓口：松阪警察署（電話 53-0110）　（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

対象者が通院・通学等で歩行が著しく困難なため支障がある場合に、管轄の警察に申請し許可されると、駐車禁止区域でも他の交通の妨げにならない限り駐車できます。（法定の駐車禁止場所［例．交差点・歩道・横断歩道・坂道の頂上付近等］は駐車できません。）

【対象者】

（１）身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方

障がいの区分		身体障がい者	戦傷病者
視覚障がい		1 級～4 級の 1	特別項症～第 4 項症
聴覚障がい		2 級又は 3 級	特別項症～第 4 項症
平衡機能障がい		3 級	特別項症～第 4 項症
肢体不自由	上肢	1 級～2 級の 2	特別項症～第 3 項症
	下肢	1 級～4 級	特別項症～第 3 項症
	体幹	1 級～3 級	特別項症～第 4 項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1 級又は 2 級 （一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	－
	移動機能	1 級～4 級	－
心臓機能障がい		1 級又は 3 級	特別項症～第 3 項症
じん臓機能障がい		1 級又は 3 級	特別項症～第 3 項症
呼吸器機能障がい		1 級又は 3 級	特別項症～第 3 項症
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1 級又は 3 級	特別項症～第 3 項症
小腸機能障がい		1 級又は 3 級	特別項症～第 3 項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1 級～3 級	－
肝臓機能障がい		1 級～3 級	特別項症～第 3 項症

（２）療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方

区分	障がいの程度
知的障がい者	A1・A2（最重度・重度）
精神障がい者	1 級
小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方	疾患名が「色素性乾皮症」に限る。

※ 上記と同程度に歩行が困難であると公安委員会が認める方は、交付対象になることもありますので、松阪警察署窓口で相談してください。